

2009年12月22日(火)

一般社団法人文化財保存修復学会会員各位

一般社団法人文化財保存修復学会  
選挙管理委員会委員長  
木島隆康

## 2010年一般社団法人文化財保存修復学会理事および監事選出選挙について(公示)

一般社団法人文化財保存修復学会の2010年理事および監事選出選挙について、本会定款および選挙規則(別紙参照)に基づき、下記の通り行います。

### 記

#### 1. 選出する理事および監事について

- (1) 選挙で選出する理事の人数は10名です。監事は2名です。(選挙規則第9条、第14条)
- (2) それとは別に、正会員の中から9名以内を委嘱される理事に推薦することが出来ます。  
(定款第14条、規則第12条)
- (3) 今回選出する理事および監事の任期は2010年度総会から2012年度総会までの2年です。  
(定款第18条)

#### 2. 選挙日程

- 選挙公示日……………2009年12月22日(火)  
立候補者受付……………2009年12月23日(水)~2010年1月22日(金)16:00必着  
(規則第5条)
- 選挙公報・投票用紙送付 2010年2月5日(金)  
投票締切日……………2010年2月26日(金)16:00必着  
開票……………2010年2月27日(土)

#### 3. 立候補について

- (1) 立候補できるものは、2010年1月1日における正会員です。(規則第2条)
- (2) 立候補届出書の請求  
立候補を希望される方は所定の立候補届を以下のところへE-Mailまたは郵便にてご請求ください。

〒110-8714 東京都台東区上野公園12-8  
東京芸術大学大学院 美術研究科 文化財保存学専攻 保存科学研究室気付  
一般社団法人文化財保存修復学会理事および監事選挙係  
E-Mail: akiyama@fa.geidai.ac.jp

#### (3) 立候補の届出

届出に必要な書類: 立候補届出書(1通) 広報用カード(1枚)  
届出方法: 郵送のみ(届出期間に留意)  
届出期間: 2009年12月23日(水)~2010年1月22日(金)16:00必着(規則第5条)

#### 4. 投票について

- (1) 投票できるものは、2010年1月1日における正会員と名誉会員です。(規則第2条)
- (2) 投票方法の詳細は投票用紙とともに別途送付致します。
- (3) 同封の封筒にて2月26日(金)16:00必着で郵送してください。

#### 5. 選挙に関するお問い合わせ

以下までに電話かFAX、もしくはE-Mailにてお問い合わせください。

東京芸術大学大学院 美術研究科 文化財保存学専攻 保存科学研究室  
(2010年一般社団法人文化財保存修復学会理事および監事選挙管理委員会事務局)  
〒110-8714 東京都台東区上野公園12-8  
TEL: 050-5525-2285 / FAX: 03-5685-7780 / E-Mail: akiyama@fa.geidai.ac.jp

以上

# 一般社団法人 文化財保存修復学会選挙規則

2009年10月21日制定

- 第1条 (適用の範囲) 理事および監事の選挙は、定款に定めるところによるほか、この規則によって行う。
- 第2条 被選挙人は、選挙の年の1月1日における正会員であって立候補したものとする。ただし、第4条に定める選挙管理委員は立候補することができない。
- 第3条 選挙人は、選挙の年の1月1日における正会員とする。
- 第4条 選挙の管理は選挙管理委員会が行う。委員は6名とし、理事会が正会員の中から選出し、会長が委嘱する。選挙管理委員長は、委員の互選で選出する。
- 第5条 選挙管理委員会は選挙の前年に選挙の公示を行い、1ヶ月以上の期間を定め、理事および監事の立候補を受け付ける。
- 第6条 立候補者は、選挙管理委員会が別に定める書式により、選挙管理委員会へ届けるものとする。
- 第7条 有効な投票が選挙人総数の10分の1を超えないときは選挙を無効とする。無効となった場合には再選挙を行う。
- 第8条 選挙管理委員会は、理事および監事の立候補者名を記した投票用紙を作成する。
- 第9条 選挙人は前条の投票用紙中の理事の立候補者より10名以内を無記名投票する。10名を超える投票は無効とする。
- 第10条 得票数の多いものから10名までを理事の当選と定める。ただし、得票数が等しい場合は、選挙管理委員会が抽選によって当選者を決定する。
- 第11条 理事の被選挙人総数が10名を超えなかった場合には、信任投票とする。投票の結果、投票総数の過半数を得た者を当選者とする。10名に満たない場合は理事会が正会員の中から委嘱することができる。
- 第12条 選挙人は、被選挙人とは別に、定款第16条に定める委嘱される理事の候補者として、正会員の中から9名以内を推薦することができる。
- 第13条 選出された会員は、選挙人による推薦結果を尊重しつつ、専門性、地域性、年齢構成等を考慮した上で、定款第16条に定める理事を委嘱することができる。
- 第14条 選挙人は前条の投票用紙中の監事の立候補者より2名以内を無記名投票す

る。2名を超える投票は無効とする。

第15条 得票数の多いものから2名までを監事の当選と定める。ただし、得票数が等しい場合は、選挙管理委員会が抽選によって当選者を決定する。

第16条 監事の被選挙人総数が2名を超えなかった場合には、信任投票とする。投票の結果、投票総数の過半数を得た者を当選者とする。2名に満たない場合は理事会が正会員の中から委嘱することができる。

第17条 理事および監事の欠員を生じたときには、理事会が委嘱することができる。

第18条 (本規則の改定)

本規則の改定および廃止は理事会の審議を経て行う。

付則 1、この規定は、2009年10月21日より施行する。